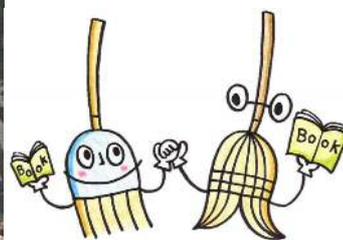


第三次ふじみ野市立図書館サービス計画



令和2年3月

第三次ふじみ野市立図書館サービス計画の策定によせて

文字の発明と普及により、人々は人間の寿命も、直接対面できる人の枠をも超えて情報を伝えられるようになりました。やがて板や紙などに記された情報が保存と利用のために図書として編集され、それらが集積されたのが図書館でした。図書館の起源は紀元前7世紀の古代オリエントまでさかのぼり、日本では今から1200年以上前の奈良時代後期に設立された「芸亭（うんてい）」が多くの人々に公開された図書館のはじまりとされています。今日にいたる歴史・文化の発展には図書館は欠かせない役割を果たしてきました。

21世紀を迎えた現在、「人生100年時代」と呼ばれるように高齢化社会が進行し、子どもから高齢者まで誰もが生きがいを持った充実した人生を送るために、学びの機会を確保することが本市としても重要な責務となっています。また、情報通信技術（ICT）の発展など、超スマート社会（Society 5.0）への動きを背景に、必要とされる情報も高い信頼性、多様性に加えて、大量かつスピード感があるかたちで提供することが求められております。

図書館は、こうした要求に応える機能を持った施設であり、すべての市民の学習活動を支え、地域の情報拠点としての役割を果たすため、本市教育委員会では、平成22年6月に「ふじみ野市立図書館サービス計画」を、平成27年9月に「第二次ふじみ野市立図書館サービス計画」を策定いたしました。

これらのサービス計画では、市民の暮らしが豊かになるよう「知りたい、学びたい、楽しみたい」を支えますというミッション（使命）の下に、3つのビジョン（展望）と、ビジョンを具現化するためのプラン（計画）を体系的に掲げ、様々なサービスを実施してまいりました。

「第三次ふじみ野市立図書館サービス計画」では、第一次・第二次計画の取組について見直しを図った上で、更なるサービスの向上を目指します。また、令和2年4月より上福岡図書館、上福岡西公民館図書室に加えて大井図書館が指定管理者による運営になりますので、指定管理者による自主事業の展開なども踏まえ、新たな取組を加えて目標をわかりやすく設定しました。

今後は、この基本計画を具体化し、市民の期待に応える図書館サービスの提供を目指して、努力をしてまいります。

結びにあたりまして、本計画の策定にあたり、パブリック・コメントなど多くのご意見をいただいた皆様、図書館協議会委員の皆様にご挨拶申し上げます。

令和2年3月

ふじみ野市教育委員会教育長 朝 倉 孝

目 次

はじめに	1
1 計画の位置づけと目的	2
2 計画の期間	3
3 「第二次図書館サービス計画」の実施状況	3
(1) 活動状況と県内での位置	3
(2) 図書館運営全般	4
(3) サービス網	4
(4) 資料費	5
(5) 課題解決型の一般向けサービス	5
(6) 市部局、教育機関との連携	5
(7) 情報化への対応	6
(8) 児童サービス及びティーンエイジサービス	6
(9) 障がい者サービス	7
(10) レファレンス・リクエストサービス	7
(11) 指定管理者による自主事業	8
(12) 施設設備	8
(13) 市民活動の発表の場	9
4 「第三次図書館サービス計画」の内容	10
ミッション・ビジョン・プラン体系図	11
(1) 地域の情報拠点を目指します	12
① 図書館運営	12
② 市民の求める資料と情報の収集と提供	12
③ 地域（郷土資料）、行政資料の整備充実及びそれを利用した 情報発信	13
④ 情報を得るための通信、アクセス環境の整備・充実し情報サ ービス	14
(2) 市民の学びを支える図書館を目指します	15
① 市内小中学校・高等学校、大学、他図書館、他施設との ネットワークづくり	15
② 市民の学習活動の成果を発揮できる場の提供	16

③ 誰でも必要な情報を得るための支援	16
(3) 市民とともに歩む図書館を目指します	17
① 市民の声を反映する図書館運営	17
② 市民の要望に的確にこたえるための図書館スタッフの資質 の向上	18
③ 未来を担う子供たちの読書環境の充実	18
プラン事業体系一覧	20
数値目標	29

資料

1 計画の策定経過	
(1) 策定経過	31
(2) 計画案に対する意見（パブリックコメント）の結果	32
2 統計・調査資料	
(1) 平成29年度人口・産業構造類似市比較	33
(2) 平成30年度図書館利用統計	34
3 法令・計画等	
(1) 第三次ふじみ野市子ども読書活動推進計画（施策体系）	35
(2) 図書館法（抜粋）	38
(3) ユネスコ公共図書館宣言 1994年	43
(4) 図書館の設置及び運営上の望ましい基準（抜粋）	46

はじめに

現在の日本社会は、身近なところではスマートフォンの急激な普及に象徴されるように情報通信技術（ICT）の発展や人工知能（AI）、ビッグデータの活用など、超スマート社会（Society 5.0）の実現に向けて進んでおります。さらに、少子化、高齢化の進行による人口構造、家族の形態の変化、産業構造の変化などにより、人々のライフスタイルも意識も大きく変わってきました。

国も人生100年時代に備え、「社会人基礎力」（経済産業省）を身に着ける必要性をうたっています。社会の動きに対応するためには、大人から子供まで情報を吸収して様々なスキルを不断に磨き続ける必要があります。読書はその手段として重要な役割を持っており、図書館は情報を発信する拠点として存在しています。

「ユネスコ公共図書館宣言1994年」は、「地域において知識を得る窓口である公共図書館は、個人および社会集団の生涯学習、独自の意思決定および文化的発展のための基本的条件を提供することにより「男女の心の中に平和と精神的な幸福を育成する必須の機関である」と位置付けています。

このような時代の流れを背景に、近年国・埼玉県・本市は、次のような取組を進めてきました。

国の動向

- ・平成13年12月 「子どもの読書活動の推進に関する法律」
将来を担う子供たちの読書の大切さを重視する立場から、子供の読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、読書を通して子供の健やかな成長に資することを目的とする。
- ・平成28年4月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」
- ・平成30年4月 「第四次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」
- ・令和元年6月 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」

図書館の利用に障がいがある人の読書活動への支援が大きく進む。

埼玉県の動向

- ・平成31年3月 「埼玉県子供読書活動推進計画（第四次）」
家庭・地域・学校が一体となった様々な取組の推進によって、県内の子供の読書活動が一層活発化するよう読書活動の推進に関する総合的かつ、体系的施策を示す。

本市の動向

- ・平成22年6月 「ふじみ野市立図書館サービス計画」
- ・平成27年9月 「第二次ふじみ野市立図書館サービス計画」
- ・平成28年2月 「ふじみ野市教育振興基本計画」
図書館の役割として「暮らしに役立つ図書館サービスの充実などを通じて、地域課題の解消に向けた学習支援」を行うことを規定する。
- ・平成30年3月 「ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030」
図書館を含む社会教育施設について、市民の学習活動の拠点として、市民の学習ニーズや地域の課題に応じた多様な学習機会の充実に努め、多様なニーズに応じた学習の機会や社会教育活動の場を提供するものと規定。
- ・平成31年2月 「ふじみ野市第3次情報化基本計画」
図書館システムの利活用の具体策として、学校図書館と市立図書館のオンライン化によりデータを一元管理することをうたう。
- ・令和2年3月 「第2期ふじみ野市教育振興基本計画」
小中学校における児童生徒の読書環境を整備するために、市内図書館全体のICT化の推進と市立図書館とのネットワーク構築による図書資料の有効活用・資料援助、図書館開館時間の延長による利便性向上、図書館ネットワークシステム・図書サービス網の充実、電子書籍の活用などを提起する。

1 計画の位置づけと目的

現在のふじみ野市立図書館は、上福岡図書館（現在の施設は平成6年開館）、大井図書館（昭和63年開館）、上福岡西公民館図書室（昭和62年設置）と地域文庫・移動図書館から構成されています。

ふじみ野市では、これまでに図書館・読書活動に関する次の計画を策定しました。

- ・平成21年3月 「ふじみ野市子ども読書活動推進計画」
- ・平成22年6月 「ふじみ野市立図書館サービス計画」（以下、「第一次サービス計画」という）
- ・平成26年3月 「第二次ふじみ野市子ども読書活動推進計画」
- ・平成27年9月 「第二次ふじみ野市立図書館サービス計画」（以下「第二次サービス計画」という。）

平成27年10月からは民間活力の導入のために上福岡図書館・上福岡西公民館図書室が指定管理者（FUJIMINO TRC GROUP 以下「指定管理者」という。）による運営に移行しました。第二次サービス計画の策定から5年を経過し、さらに令和2年4月からは上福岡図書館、上福岡西公民館図書室及び大井図書館が一括して指定管理者の運営に移行するなど、本市の図書館も新

たな局面を迎えます。これまでの取組を検証し、より良い図書館サービスを行うため、「第三次ふじみ野市立図書館サービス計画」（以下「第三次サービス計画」という。）を策定するものです。

第一次サービス計画及び第二次サービス計画においては「どうしたら図書館を市民の生活の一部として活用できるのだろうか」ということを第一に考えて計画を策定しました。第三次図書館サービス計画においても同様の立場をとり、これまでのサービス計画を踏まえ、より時代の変化に則した計画にするべく見直しと点検を行いました。なお、本計画では、「子ども」と「子供」の表記が存在しますが、既存の法律名・計画名などの固有名詞等は「子ども」とし、本文中の普通名詞では第2期ふじみ野市教育振興基本計画の表記等に合わせて「子供」で統一しました。

2 計画の期間

第三次サービス計画は、令和5年度からは新たな複合施設での図書館運営を含めた計画の見直しが必要なため、令和2年度から4年度までの3か年とします。なお、社会情勢の急激な変化に対しては、随時、計画の見直しを行います。

3 「第二次図書館サービス計画」の実施状況

第二次サービス計画においては、次のミッションとビジョンを掲げ、図書館を市民の生活の一部として活用していただくことを第一に考えた取組を行ってきました。

ミッション（使命）

市民の暮らしが豊かになるよう、「知りたい、学びたい、楽しみたい」を支えます

ビジョン（展望）

- （1）地域の情報拠点を目指します**
- （2）市民の学びを支える図書館を目指します**
- （3）市民とともに歩む図書館を目指します**

（1）活動状況と県内での位置

平成30年度の活動状況は、図書購入費（予算額）が19,000千円、上福岡図書館・大井図書館の蔵書冊数（図書）が561,158冊、貸出冊数（図

書・雑誌)が894,019冊、集会行事等参加者数が14,618人となっています。県内公共図書館との比較(63市町村中)では、人口一人当たり貸出冊数が7.83冊で4位(県内の市では2位)、人口一人当たり蔵書冊数が4.99冊で20位、人口一人当たり図書購入費が156円で36位でした。図書購入費不足が課題になっています。(『令和元年度埼玉の公立図書館』埼玉県図書館協会編、令和元年10月発行より)

また、資料の「予約」や「リクエスト¹」のうち、インターネットからの申込が全体の76%を占めており、年々増加しています。

(2) 図書館運営全般

前掲の3つのビジョンに基づく基本的な運営方針として、上福岡図書館は、貸出サービスを中軸にしつつ、「暮らしに役立つ図書館」を目標に、市民や学校、行政などの課題解決を支援する情報提供に力点を置いています。大井図書館は「地域に根付く身近な図書館」を目標に、地域文庫やボランティアとの連携による児童サービスの充実を図ってきました。

平成27年10月からは、上福岡図書館・上福岡西公民館図書室に、民間企業のノウハウと活力を十分に活かし、高いサービスを提供するために、指定管理者制度を導入しました。これに伴い開館日の増加・開館時間の延長が図られ、指定管理者の自主事業として、全小学校13校に学校図書館支援員が配置されました。

指定管理に移行した上福岡図書館、上福岡西公民館図書室のモニタリング(監督・指導)を市直営の大井図書館で行い、図書館サービスの維持・管理に努めてきました。

令和元年度の職員数は大井図書館が10人(うち司書有資格者6人)です。また、指定管理スタッフ数は、上福岡図書館が37人(うち司書有資格者約26人)です。職員に占める司書の比率が高く、これが高いサービスを維持できている要因の1つとなっています。

(3) サービス網

上福岡図書館・大井図書館・上福岡西公民館図書室・移動図書館・地域文庫にてサービスを行ってきました。上福岡西公民館図書室は、上福岡図書館から職員2人を交替で派遣して運営しました。地域文庫は現在の大井図書館が開館(昭和63年)前から地域の人たちの情報拠点として運営され、その活動は大井図書館

¹ リクエスト

所蔵していない資料の貸出や閲覧を要求した場合に、図書館が購入や借用して対応する。

開館の原動力となっています。地域文庫は大井中央公民館の分館に設けられており、江川文庫（江川分館）・こぼと文庫（鶴ヶ岡分館）・たけのこ文庫（緑ヶ丘分館）、つつじ文庫（大井分館）の4文庫をボランティアで運営しました。

移動図書館は、駒西小・元福小・西原小・さぎの森小・東台小・三角小の各小学校にボランティアと図書館職員が専用車両で巡回して図書資料の貸出しサービスを行うものです。さらに、上福岡図書館から学校図書館支援員が市内全小学校へ配置され、図書館が情報センターとしての役割を担っています。令和2年1月には、学校図書館と市立図書館をオンラインで結び、小学校図書館の蔵書データを図書館コンピュータシステムに取り込み、データの一元管理を開始しました。また、中学校図書館には団体貸出等への利便性を高めるため、利用者用蔵書検索端末を設置しました。

（4） 資料費

資料費のうち、雑誌購入については、平成24年度には雑誌スポンサー制度²を導入しました。NPOによる雑誌スポンサー制度は平成29年で終了しましたが、平成30年度からは企業からの協力により市に寄附金をいただき雑誌の充実に努めています。

（5） 課題解決型の一般向けサービス

上福岡図書館・大井図書館では、法情報パンフレットコーナーを設けています。また、上福岡図書館では、ビジネス支援コーナーや、医療・健康情報コーナーを設置し、生活課題に合わせた資料提供をしています。大井図書館では、ボランティアによる地域のサークルの会員募集やイベントのポスター、個人のお知らせを掲示し、情報提供の場として利用されています。

また、テーマ展示やミニ展示によって資料の積極的提供を行っており、展示することによって貸出しが多くなりました。

（6） 市部局・教育機関との連携

図書館からの呼びかけをおこない、市部局と連携して図書資料等の展示を行っています。大井図書館では、本市に関連する新聞記事の見出し、上福岡図書館では「新着図書あんない」を市内LANで配信しました。

平成30年12月からは、大井図書館で産業振興課と連携してふじみ野産農

² 雑誌スポンサー制度

地域の企業等から図書館が雑誌（購入費）の提供を受け、その企業名を雑誌カバー等に掲示する制度。地域企業の情報発信と雑誌の充実に目的とする。

産物直売「採れたて☆ふじみ野畑」を毎月第2日曜日に実施しています。

今後も図書館が市の業務に役立つものであるということを職員にアピールして、広く利用してもらうことが重要です。

また、中学、高校の実習やインターンシップ、教員などの研修の受入れを積極的に実施しており、図書館業務に関わることで図書館の活用法を学び、仕事や学習に役立てることに貢献しました。こうした活動が図書館の良き理解者や応援団を増やすことにも役立っています。

(7) 情報化への対応

上福岡図書館、大井図書館ともインターネット環境を整備し、情報支援用パソコンの貸出し、インターネット閲覧専用端末の設置、公衆無線LAN環境の提供、持ち込みパソコンの優先席設置等を行いました。上福岡図書館では、データベース検索端末の設置、タブレット端末の貸出も行っており、市民の調査研究の支援を行いました。

また、情報へのアクセス技術の格差を解消するために、パソコン講習会を上福岡図書館、大井図書館で実施しています。大井図書館では、ボランティアの自主事業による「パソコン相談室」が毎週開催されました。

今後は、電子書籍等の導入も検討し、多様な図書館利用へ対応する必要があります。

(8) 児童サービス及びティーンエイジサービス

上福岡図書館、大井図書館とも、学校への支援、移動図書館の巡回、おはなし会の実施、他施設に読み聞かせ講座などへ職員を派遣し、充実したサービスを継続して展開してきました。

読み聞かせボランティアへの支援としてビッグブック³・パネルシアター・エプロンシアター⁴を毎年購入して多数揃えて提供しました。また、集団への読み聞かせに役立つよう、「読み聞かせにおすすめの本」リストも作成しました。

大井図書館では、地域文庫による身近できめ細かい児童サービスを提供しており、読み聞かせボランティアの育成やボランティアとの連携事業も実施し、地域に密着した児童サービスを実現してきました。新たに学習支援として市内小

³ ビッグブック

多人数のおはなし会での読み聞かせに対応できる大型絵本。

⁴ パネルシアター・エプロンシアター

パネルやエプロンを舞台に見立て、人形などを動かしながらおはなしをする人形劇。

学校で使用している国語の教科書に掲載されている本を集めた「学習支援コーナー」を設置し教科書展示もしています。

ティーンエイジコーナーについても、大井図書館では学習支援として中学校国語の教科書に掲載されている本を書架に並べています。さらに本市図書館ホームページでいつでも確認できるようにリストにして紹介しています。

(9) 障がい者サービス

障がい者サービスとして、図書館利用が困難な人への郵送貸出を行っています。大井図書館ではリクエストに応えるために録音図書作成を行い、ボランティアと協力しながら公民館・公民館分館など図書館外での対面朗読を開始しました。これらのサービスを継続するとともに、今後は録音図書のデジタル化が主流となるため、DAISY⁵編集者の養成と、機材の確保・貸出しなどが求められています。

上福岡図書館では児童書コーナーの一角に「りんごの棚⁶」のコーナーをつくり、児童向け大活字本、点字付き絵本、布絵本、LLブック⁷などを展示しました。

(10) レファレンス・リクエストサービス

レファレンスの基本となる参考資料（事典・辞典等）が古くなっています。高額な書籍が多いため買い替え、買い揃えができない状態が続いています。そのため、利用者からの調査依頼については、県立図書館のメールレファレンスや文京学院大学との相互利用で補っています。

また、電話や案内カウンターでレファレンスの対応をしていますが、迅速な回答をするために、レファレンス記録のデータ化を進め、情報の共有化を図る必要があります。所蔵していない資料は、県内外から資料を取り寄せて提供（相互貸

⁵ DAISY (デイジー)

Digital Accessible Information SYstemの略。視覚障がい者や、印刷物を読むことが困難な人々のためのデジタル録音図書。

⁶ りんごの棚

点訳絵本やさわる絵本など、バリアフリーな資料を集めたコーナー。スウェーデンの公共図書館で「子供はみな本を必要としており、読書の喜びを体験する権利がある」という考えのもと始まった。言語障がいのある子供のためにつくられた、りんごのおもちゃが由来。

⁷ LLブック

写真、挿絵、絵記号（ピクトグラム）などを用いて、読むことが困難な人にわかりやすく製作された本。

借) しています。県外からの借用は、上福岡図書館 27 冊、大井図書館 22 冊 (平成 30 年度) でした。

(11) 指定管理者による自主事業

上福岡図書館では、指定管理者の自主事業として新たな取組がされました。館内に図書消毒器、ふじみん物販コーナーを設置し、資料に IC タグ⁸ を貼付するなどの整備に努めました。視聴覚などに障がいのある人も楽しめるバリアフリー映画会、知っておきたい認知症講座、スマホ・ケータイ安全講座などのさまざまな生涯学習講座を実施しました。

図書館育児アドバイザーを配置して、子育ての相談や育児関係の図書の紹介などを行う子育て支援サービスを展開しました。これまでの図書館サービスには無かった形態のサービスとして好評を博しました。

自宅で音楽を楽しむことができる視聴覚サービス「ナクソス・ミュージック・ライブラリー⁹」も実施され、CD 貸出とは異なった形態のサービスを展開しました。

また、平成 29 年度から「図書館を使った調べる学習コンクール」と関連事業としての「調べる学習講座」が開催され、子供から大人まで幅広い世代の人たちが参加して図書館を利用した調査・研究活動を行いました。さらにこれらの成果の発表の場として図書館で作品を展示しました。コンクール優秀作品は公益財団法人図書館振興財団主催の全国コンクールに出品され、優良賞などを受賞しています。

小学校図書館に学校図書館支援員を配置して学校図書館の環境・整備、資料のデータ化を進め、図書館資料の一元化と図書館との情報ネットワーク化が進められました。

これらの事業は、市民の読書環境を充実させるものであり、世代を横断する取組として図書館の新たな可能性を見出すことができるものです。

(12) 施設設備

上福岡図書館では、市民の学習活動を支援するため、集会室・視聴覚ホール・展示コーナーを市内の団体に貸出しているほか、上福岡図書館、大井図書館とも

⁸ IC タグ

電波を受けて働く小型の電子装置の 1 つで、ラベル型、カード型など、さまざまな形状がある。無線で情報の読み出し・書き込みが可能。

⁹ ナクソス・ミュージック・ライブラリー

クラシック音楽を中心とした世界最大のインターネット音楽配信サービス。一定の期間で利用者が図書館や自宅で利用することが可能。

集会室等で様々な事業を実施してきました。

視聴覚ブースを設置し、図書館の視聴覚資料の個人視聴に提供しています。

上福岡図書館は建築後25年以上が、大井図書館は30年以上が経過しており、経年劣化による設備の老朽化や機器の故障が発生しています。今後、これらのサービスを継続するためには適正な維持管理が必要です。

(13) 市民活動の発表の場

ボランティアが活躍できる場として図書館が活用されています。図書館まつり・ぶんこのつどい・おはなし会・えいが会・語りによるおはなし会・工作教室・朗読会・マジックショーなど多くのボランティア団体と協働で事業を行いました。

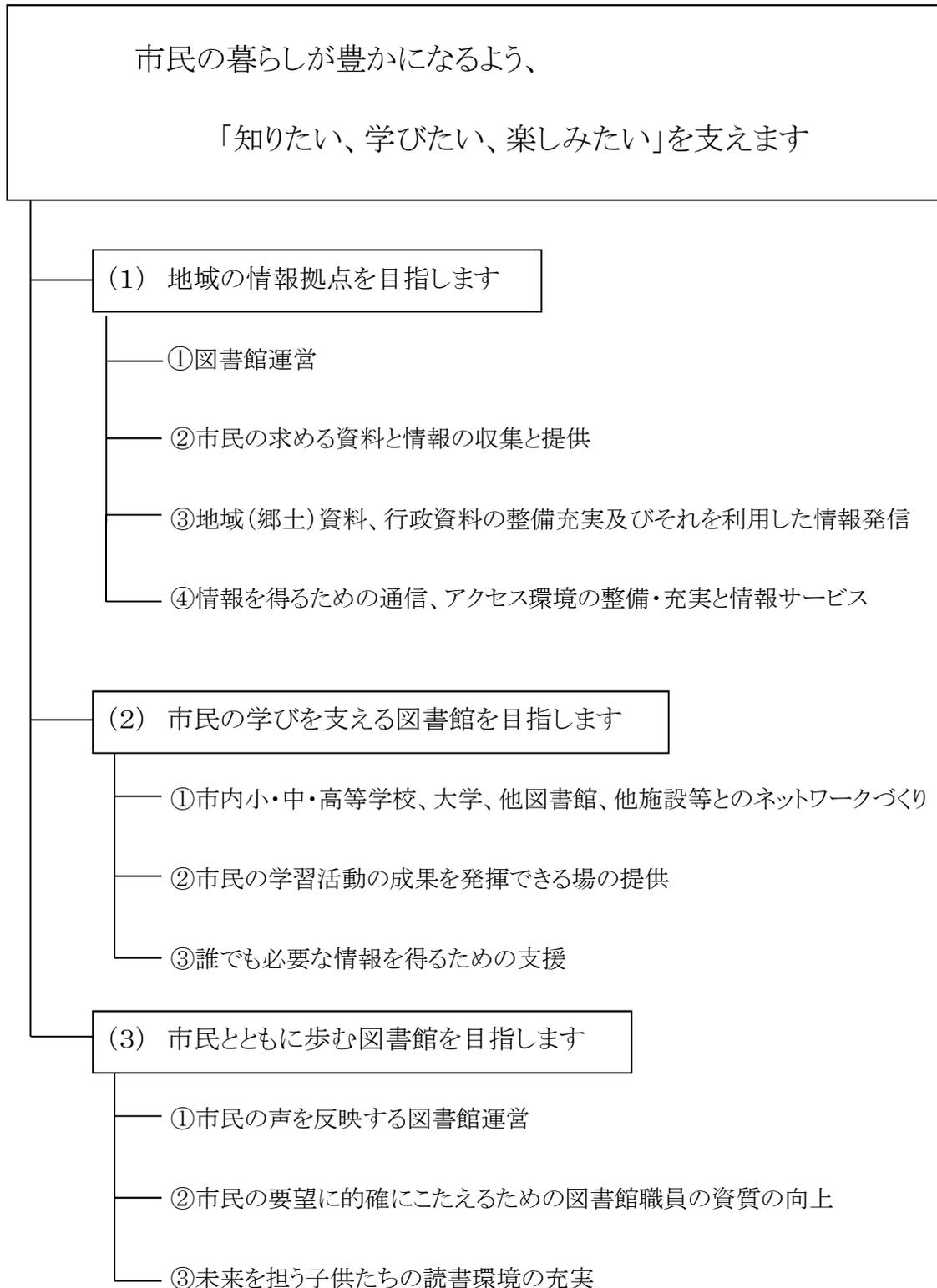
4 「第三次図書館サービス計画」の内容

第一次サービス計画及び第二次サービス計画のミッション（使命）は、「ユネスコ公共図書館宣言1994年」の精神を生かし、市立図書館は、生涯学習の拠点として市民が生活する上で必要とする知識と情報を提供することを通して、豊かな市民生活の実現に寄与する使命を明確化しました。

第三次サービス計画もこれらの計画と同様のミッション、ビジョン（展望）を掲げて別表のプラン事業を進め、目標達成のための数値目標を別表のとおり設定します。

この計画の実施状況は、指定管理者へのモニタリングにより毎年評価を実施し、サービスの見直しや点検を行うことにより、更に実効性のある計画としていきます。

ミッション・ビジョン・プラン 体系図



(1) 地域の情報拠点を目指します

図書館は地域の情報センターです。市民の知りたい情報や知識の提供を行う施設として存続する必要があります。また、図書館サービスに関する情報の発信を積極的に行い、市民に身近な図書館を目指します。

① 図書館運営

令和2年4月から上福岡図書館と上福岡西公民館図書室に加え、大井図書館も指定管理者の運営になります。モニタリングにより指定管理者を監督・指導し、さらにスキルの向上を目指します。

大井図書館は、来館者へのサービスを向上させるために開館時間を延長し、開館日を増やします。またサービスを維持するためにスタッフの司書配置率を60%以上とする運営を行います。

本市の図書館が市民の皆さんと作り上げてきた図書館の継続と発展のため、第三次サービス計画に基づくサービスを実施し、上福岡図書館と大井図書館で一体的な資料選定と提供を行い、市民の生涯学習を支えます。

さらに上福岡図書館・大井図書館では、令和2年4月から広範な市民の学習活動の場を提供するために、会議室・集会室・視聴覚ホール等の一般への有料貸出を行います。夏休み等の学習室開放事業は引き続き実施します。なお、図書館事業を支えるボランティアが開催する事業については、引き続き図書館事業として支援します。

図書館が安心安全な施設であるために、施設の維持管理を適切に図り利用環境整備に努め、防犯対策などの安全確保をします。また、建築後25年以上を経過した上福岡図書館は計画的な修繕を行い、適正な管理に努めるとともに、大規模改修等の実施を検討していきます。

大井図書館は、大井中央公民館の建て替えに伴って(仮称)西地域文化施設が設置される計画が進められており、令和5年度に図書館部門として移転する予定です。

また、新たな文化施設オープンに合わせ、上福岡図書館と大井図書館でICタグを利用した自動貸出等のサービスを開始できるように準備を行います。

市内全域への図書館サービスの実現に向けて、サービス拠点が少ない地域について検討します。

② 市民の求める資料と情報の収集と提供

上福岡図書館は、「暮らしに役立つ図書館」として、市民や学校、行政などの課題解決を支援する情報提供に力点を置いています。一方、大井図書館は「地域に根付く身近な図書館」を目標に、地域文庫やボランティアとの連携

による児童サービスの充実を図ってきました。今後もより利用しやすい図書館づくりを目指します。

- ・「(仮称)西地域文化施設」の図書館部門設置に向けて、上福岡図書館も含めた資料保存分担の見直しを行います。また、文化施設オープン時の新規資料の購入や視聴覚資料の充実など、計画的な準備を行う必要があります。
- ・リクエストサービスについては、インターネットからの申込受付を含め、利用の促進に努めます。
- ・レファレンスサービスの充実として、参考資料の計画的な購入及びオンラインデータベースの導入を行います。また、県立図書館等のレファレンスデータベースを活用するとともに、国立国会図書館が提供する「デジタル化資料送信サービス¹⁰」を導入します。
- ・課題解決型の一般向けサービスとして、法情報パンフレットコーナーの設置、ビジネス支援サービス、医療・健康情報サービスを継続して行い、資料や情報の収集提供に努めます。また、テーマ展示による資料の積極的提供も行い、ブックリスト・パスファインダー¹¹の作成とともに実施していきます。
- ・非来館型サービス¹²として、電子書籍についても具体的な収集と提供方法について検討します。

③ 地域（郷土）資料、行政資料の整備充実及びそれを利用した情報発信

本市に関する資料収集と情報発信を積極的におこない、市民生活と行政の課題解決を支援します。

- ・地域（郷土）資料（本市に関する資料）の収集については、市部局との情報交換、市民やローカルニュースの情報収集を積極的に行い、地域の作家・表現者の発見に努めます。また、公民館・体育団体・学校・商工会等にも

¹⁰ デジタル化資料送信サービス

国立国会図書館のデジタル化資料のうち、絶版等の理由で入手が困難な資料を全国の承認を受けた公共図書館の館内で利用できるサービス。

¹¹ パスファインダー

あるテーマについて調べるときに役立つ基本的な図書資料、情報源、その探し方などを紹介した“道しるべ”役の情報資料。

¹² 非来館型サービス

インターネット等を活用し、時間や場所にとらわれないで利用できる図書館サービス。

協力を求め、各利用団体・個人に呼びかけ、団体発行資料の収集に努めます。

- ・本市に関連する新聞記事が図書館のホームページから検索できるようにし、調べものに役立つよう整備します。
- ・郷土について調査研究をする人に対し、専門知識を持つ資料館につなぐ役割を果たします。また、資料館と連携して展示・イベントを行うなど、歴史文化・文化財に関する情報発信を行います。
- ・市部局と連携して図書資料等の展示を行います。
- ・行政資料の紙媒体での提供協力を市部局に呼びかけ、閲覧提供と共に保存に努めます。

④ 情報を得るための通信、アクセス環境の整備・充実と情報サービス

市民の誰もが必要な情報にアクセスできる環境を提供し、情報格差を解消します。また、図書館が所有する資料をはじめとしたさまざまな情報の中から、利用者が求める情報を得られるようにするためのサービスを提供します。

- ・情報支援用パソコンの貸出し、インターネット閲覧専用端末の設置、公衆無線LAN環境の提供を継続して行います。
- ・上福岡図書館では、データベース検索端末の設置やタブレット端末の貸出を引き続き行います。データベースについては、有効活用されるよう随時見直しを行います。
- ・パソコン講習会を上福岡図書館、大井図書館で実施します。
- ・図書館コンピュータシステムの整備を行い、小中学校図書館とのネットワークの有効活用や電子書籍の導入等について検討し、多様な図書館利用へ対応して行きます。また、将来の自動貸出等への対応や、資料盗難防止のため、ICタグを用いた資料管理が必要になります。現在進めている新規購入資料のICタグ貼付と並行して、所蔵資料のICタグ付与及び図書館システムとの連動を進めます。
- ・図書館の情報を幅広く発信するために図書館ホームページや各種SNS¹³により、図書館の紹介や利用案内のほか、おはなし会やテーマ展示、行事開催案内など様々な情報を発信します。

13 SNS

Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の略。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

(2) 市民の学びを支える図書館を目指します

生涯学習の拠点的施設として、市民の学習活動の支援や地域の教育機関・施設等と連携し、情報化社会に対応した情報支援を行います。

① 市内小・中・高等学校、大学、他図書館、他施設等とのネットワークづくり 様々な施設や機関と連携することによって、より効果的な学習環境を整備 します。

- ・「子ども読書の日」を中心とした取り組みを図書館や学校で推進します。
- ・年度当初の校長会で『図書館利用案内ー小学校・中学校の先生方へ』を毎年配布して、学校からの図書館見学、団体貸出等の促進を図ります。
- ・小学校の図書館に図書館システムパソコンを導入し、図書館とのネットワークを構築することで、図書館と小学校図書館の蔵書が一元管理できるようになりました。今後は、システムを通じて市立図書館資料の予約貸出や団体貸出を行えるよう整備します。
- ・中学校図書館に、市立図書館の蔵書検索用端末を設置しました。今後は、学級文庫や調べ学習、学校図書館への支援等に図書館の資料を活用するための連携を行います。また、小学校図書館と同様に、中学校図書館の蔵書のデータ化とネットワーク連携を検討します。
- ・地域協働学校¹⁴との連携の中で、学校図書館と図書館のネットワークを構築し、図書資料の有効活用、資料援助を進めるとともに、あり方について検討します。
- ・小学校の学校図書館支援員と協働で学校図書館の環境整備や資料のネットワーク化を進めます。
- ・ティーンエイジコーナーは、学習支援と将来に向けての進路・進学・職業案内等の資料を充実させます。また、中学生・高校生の居場所づくりとして学習室を開放します。
- ・高校図書館との連携については、図書委員の生徒と交流を持ち、図書館のティーンエイジコーナーの充実のための展示や選書などに取り組むこと等を検討します。
- ・市内小中学校、高等学校、大学等からの依頼に応じ、学生や教諭等の職場体験・実習を受け入れ、職場体験活動を支援します。

14 地域協働学校

ふじみ野市版コミュニティスクールの名称。学校を核として、ひとづくりとまちづくりの好循環を生み出すため、学校・家庭・地域が連携・協働する仕組み。

- ・文京学院大学図書館との連携も継続し、相互の利用を図ります。
- ・ブックスタート事業を図書館が主体で行っていることから、年に1回は保健センターと会議を開き、調整に努めるとともに、家庭での読書活動を推進します。
- ・市部局担当課の主催事業に合わせ、人権教育や平和事業、その他各種キャンペーンの図書展示協力を継続して行います。また、市役所職員に向けて各種ブックリストを作成し、情報を提供します。
- ・富士見市・三芳町・川越市の広域利用を継続し、各図書館の利用案内を配布します。

② 市民の学習活動の成果を発揮できる場の提供

市民が学んだ成果を発揮する場を提供することにより、一人ひとりの学びの成果が多くの人にフィードバックし、互いに高めあうことができるようにします。

- ・おはなし会に協力する読み聞かせボランティア、語りのボランティア、対面朗読や録音図書作成に協力する音訳者などを育成し、大井図書館の事業及び運営を支援する図書館友の会などのボランティアとともに事業をすすめることで、学習活動の成果を発揮できる場を提供するとともに図書館運営に市民の参加を求めます。
- ・ボランティアが活躍できる場として、図書館まつり・ぶんこのつどい・おはなし会・えいが会・語りによるおはなし会・工作教室・大人のためのおはなし会（語りによる昔話）・朗読会などの事業を協働で行います。
- ・サークルの展示や写真展など、市民の発表の場として、展示スペースの有効活用を促進します。
- ・市民の自主的な学びである読書会活動を支援します。団体から依頼された資料を提供し、会場の手配を行います。
- ・平成29年度に開始した「図書館を使った調べる学習コンクール」と、関連事業である「調べる学習講座」を引き続き開催し、子供から大人まで幅広い世代の人たちが図書館資料を利用して行った調査・研究活動の発表の場として図書館が機能するように努めます。

③ 誰でも必要な情報を得るための支援

図書館利用に障がいのある人もない人も、誰でも仕事や生活に必要な情報を得られるよう支援します。また、日本語を母国語としない人の利用支援を行います。

- ・バリアフリー資料として、大活字本、録音図書、LLブック、マルチメディアDAISY (デイジー)¹⁵などを収集し提供します。また、これらの資料について理解を深めてもらうため、「りんごの棚」のコーナーの充実を図ります。
- ・視覚に障がいがある方などへのサービスとして、対面朗読や録音図書作成を行います。また、宅配サービスとして、郵送貸出、宅配貸出、施設への団体貸出を行い、電子書籍の利用を検討します。
- ・対面朗読、録音図書作成のために、音訳ボランティア養成講座を計画的に行い、録音図書製作機器を整備します。
- ・サピエ図書館¹⁶への加入を検討し、実施に努めます。
- ・市内の児童発達支援事業所、放課後等デイサービス、就労支援事業所などに働きかけ、図書館のサービスを知ってもらうよう努めます。
- ・マルチメディアDAISYも広く利用されるように対象者やニーズの把握に努めます。
- ・日本語を母国語としない人が求めている外国語資料を充実させます。
- ・在日外国人・市民向けイベントである「英語のおはなし会」等の多言語おはなし会を実施します。
- ・利用案内の作成や図書館ホームページの公開にあたっては、音声読み上げや外国語への対応に配慮し、わかりやすい情報の発信に努めます。

(3) 市民とともに歩む図書館を目指します

図書館を育てるのは、市民の力であり、図書館は市民のさまざまなニーズをもとに発展していきます。また、図書館は子供たちの一人ひとりの発達段階に応じたさまざまな読書活動ができるように子供たちへの読書環境の整備に努める必要があります。

① 市民の声を反映する図書館運営

日々の業務の中で、また様々な機会を通じて市民の声を聴き、サービスの点検

15 マルチメディアDAISY

識字障がい者（ディスレクシア）、学習障がい者、視覚障がい者、認知障がい者等が専用機器やパソコンを使用して読んだり、聴いたり、映像を見ることができる本（CD-ROM）。文字、音声、テキスト、画像、動画が同時に再生されて読書の手助けをする。

16 サピエ図書館

目で文字を読むことが困難な方々に対して様々な情報を点字・音声データなどで提供する機関。加入館はインターネットで貸出依頼ができるほか、一部の録音図書はインターネット経由でダウンロードができる。

や計画づくりに活かします。

- ・小中学校校長・学識経験者・市民ボランティアなどで構成される図書館協議会に諮りながら図書館運営を進めます。
- ・図書館利用に障がいのある利用者や、それを支えるボランティア活動を行っている方と連絡を取り合い情報交換を図ります。
- ・ボランティアの育成と活動を通して得られた市民・利用者からの情報を活かして市民サービスの向上を図るよう努めます。
- ・様々な機会と媒体（図書館ホームページやSNS等）を利用した広報を実施します。

② 市民の要望に的確にこたえるための図書館スタッフの資質の向上

国や県等の研修に計画的に図書館スタッフが参加し、司書としての資質の向上を図ります。

- ・児童サービス、障がい者サービス、レファレンスサービス等に実践的に対応できるようにスタッフの資質向上に努めます。
- ・図書館内部の研修会を行い、全体的なレベルアップを目指します。

③ 未来を担う子供たちの読書環境の充実

「第三次ふじみ野市子ども読書活動推進計画」に基づき、子供たちの読書環境を充実させます。

- ・家庭における推進として、ブックスタート事業、読み聞かせ促進のための講座、赤ちゃん向け絵本の貸出と読書案内を行うとともに、家読¹⁷の普及に努めます。
- ・読書手帳の配布を行い、子供たちの読書意欲を高めます。
- ・地域における推進として、司書がボランティアと協力し、保育所（園）や幼稚園、学校、子育て支援センター等の施設に出向き、おはなし会やブックトーク、読み聞かせ講座などを行います。また、図書館においても展示やイベント、おはなし会を開催するほか、子育て支援として、育児や子育てのサポ

17 家読（うちどく）

家族で読書の楽しさを共有すること。家庭で読み聞かせをしたり同じ本を読んだり、読んだ感想を話し合ったりして本を通して家族とふれあうこと。

ートを図書館育児アドバイザーが実施します。

- 地域文庫では図書の貸出の他、絵本の読み聞かせや紙芝居、折り紙やお楽しみ会など地域の交流の場としての役割を果たすため、図書館が支援をします。また、図書館全域サービスの拠点として運営できるよう検討します。
- 学校等における推進として、図書館は学級文庫や調べ学習で団体貸出を活用できるよう、司書教諭や図書主任との連絡会議の開催に努め、学校での読書活動の援助をします。また、調べる学習コンクールを実施し、学びを支援します。
- 小学校に入学した児童が図書館を利用できるよう、利用登録の促進に努めます。
- ティーンエイジの身近なSNSを活用し、図書館の情報発信をします。
- 「子ども司書」の育成などを行う「子ども司書制度」に積極的に取り組み、子供たちが学校や図書館の読書リーダーとして活躍できるように目指します。
- 優良な図書の普及のため、図書館で独自の推薦図書リストを作成し配布し、図書の購入整備に努めます。
- 子供の読書活動を支援するため、保育所（園）、幼稚園、学校の図書関係職員を対象に図書館サービス研修会を図書館で開催します。
- 図書館利用に障がいのある子供のために、障がい者サービスをすすめます。

プラン事業体系一覧

※第三次サービス計画の取組内容について：第二次サービス計画と同様の内容で事業を継続するものは【継続】と表記し、取組内容の記述は省略しました。事業を継続しつつ新たな取組内容が加わったものについては、【継続】の表記と併せて取組内容を記述しました。

(1) 地域の情報拠点を目指します

①図書館運営

事業	第二次サービス計画の達成状況		第三次サービス計画での取組
	達成状況	取組内容	取組内容
地域の情報拠点			
人事体制	新規	—	【新規】 ・指定管理者による運営に移行。 ・司書率60%以上による運営。
モニタリング	継続	・大井図書館との連絡調整会議や選書会議を通じて業務の向上を図る。	【継続】 ・モニタリング担当部署との連絡調整会議や選書会議を通じて業務の向上を図る。
施設整備	新規	—	【新規】 ・大井図書館の開館時間延長。 ・防犯対策や安全確保の施設整備。 ・「(仮称)西地域文化施設」の図書館部門設置の準備。 ・上福岡図書館の大規模修繕の計画作成。
集会室(学習室)の提供	達成	・夏休み期間の学習室の提供を毎年実施。	【継続】
		・上福岡図書館の会議室等の社会教育関係団体への貸出。	【新規】 ・上福岡図書館・大井図書館の会議室等の有料貸出の実施。
全域サービスの実現			
サービス拠点の検討	新規		【新規】 ・サービス拠点の少ない地域のあり方について検討。
小学校に移動図書館サービスの実施	継続	・合計6校で運行。(駒西小・元福小・西原小・さぎの森小・東台小・三角小)	【継続】 ・移動図書館の役割や必要性を検討し、学校への図書資料の新しい回送方法を検討。

②市民の求める資料と情報の収集と提供

事業	第二次サービス計画の達成状況		第三次サービス計画での取組
	達成状況	取組内容	取組内容

資料収集要綱の見直し	継続	・社会情勢に合わせ、電子書籍などの導入を検討。	【継続】
資料の充実			
利用者層に合わせた蔵書構成全体の見直し、利用者のニーズの把握	継続	・アンケートの結果を踏まえ、蔵書構成を見直し。	【継続】
収集保存分担	継続	・上福岡図書館で専門書を収集。 ・収集を分担し、効率的な購入を工夫。	【継続】 ・「(仮称)西地域文化施設」への大井図書館移行を見据え、両館の保存分担を見直しながら、蔵書構成を分担。 ・「(仮称)西地域文化施設」図書館用の資料購入の計画検討。
参考資料の適正配置	継続	・必要な参考資料の洗い出し。 ・白書年鑑類の保存期間の見直し。	【継続】 ・参考資料の計画的な購入。
オンラインデータベースの導入	継続	・日経テレコン、ナクソス・ミュージック・ライブラリー等の導入。 (平成28年度)	【継続】 ・オンラインデータベースの充実。
視聴覚資料の充実	継続	・ビデオテープの劣化に伴い、必要なものはDVDに切り替え。	【継続】 ・(仮称)西地域文化施設オープンに向け、視聴覚資料の充実等を検討。
電子書籍への取組	継続	・電子書籍の購入を検討する。	【継続】 ・非来館型サービスとしても検討。
雑誌の収集の充実	継続	・平成29年までNPOによる雑誌スポンサー制度の導入。NPO活動終了後の平成30年度からは市へ寄附金。	【継続】 ・雑誌の充実方法を検討。
リクエストサービスの充実	継続	・受取順予約、Webリクエストの利用を推進。	【継続】
レファレンスサービスの充実	継続	・国会図書館レファレンス共同データベースの活用 ・レファレンス記録のファイル化・データ化。	【継続】 ・県立図書館および国立国会図書館レファレンス共同データベースの活用と参加。 ・レファレンス記録の作成。
	新規	—	【新規】 ・国立国会図書館のデジタル化資料送信サービスの導入。
課題解決型支援			
ビジネス支援コーナーの充実	継続	・新刊を毎年50冊程度受け入れ。	【継続】

医療・健康情報コーナーの充実	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書リストを定期的に作成・配布する。 ・ 講座を年1回以上開催。 	【継続】
法情報コーナーの設置	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法情報パンフレットコーナーの設置。 	【継続】
テーマ展示の充実	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般展示、ミニ展示、児童の季節展示を継続的に実施。 	【継続】
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 展示とブックリスト作成。 【新規】 <ul style="list-style-type: none"> ・ パスファインダーの作成。
非来館型サービスの検討	新規		<ul style="list-style-type: none"> 【新規】 ・ 電子書籍の貸出を検討する。

③地域（郷土）資料、行政資料の整備充実及びそれを利用した情報発信

事業	第二次サービス計画の達成状況		第三次サービス計画での取組
	達成状況	取組内容	取組内容
ホームページの郷土資料コーナーの充実	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館ホームページの資料リスト公開。 	<ul style="list-style-type: none"> 【継続】 ・ ホームページの郷土資料コーナーの充実。
地域・行政資料の整備充実	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保存のため紙媒体による資料提供協力を依頼・収集。 ・ 地域情報の把握と収集 	<ul style="list-style-type: none"> 【継続】 ・ 市部局との情報交換、発行資料の収集。 ・ 市内各団体に呼びかけ、発行資料を収集。
資料館との連携	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郷土資料のデジタルアーカイブ化について資料館と検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> 【継続】 ・ 資料館が所蔵資料のデータ化を進める中、アーカイブ化について共に検討する。 ・ 郷土に関するレファレンスに資料館と連携して回答。
			<ul style="list-style-type: none"> 【新規】 ・ 資料館と連携した展示・イベント等の発信。
ふじみ野市に関連する新聞のデータ化	新規	—	<ul style="list-style-type: none"> 【新規】 ・ ホームページからふじみ野市に関連する新聞記事を検索できるよう整備。

④情報を得るための通信、アクセス環境の整備・充実と情報サービス

事業	第二次サービス計画の達成状況		第三次サービス計画での取組
	達成状況	取組内容	取組内容

コンピュータシステムの整備	継続	・令和2年1月更新。	【継続】 ・令和7年1月更新予定。
			【新規】 ・小中学校図書室とのネットワークの有効活用。 ・電子書籍の導入等について検討。
無線LAN環境の提供	継続	・両館で無線LAN環境を提供。	【継続】
パソコンの館内貸出し	継続	・情報支援用パソコンの貸出。 ・インターネット閲覧専用端末の設置。	【継続】
上福岡図書館の環境整備	継続	・データベース検索端末の設置。 ・タブレットの貸出。 ・データベースの随時見直し。	【継続】
パソコン講習会	継続	・パソコン講習会。	【継続】
ＩＣタグを用いた資料管理	継続	・新規購入資料のＩＣタグ貼り付け。	【継続】
			【新規】 ・所蔵資料のＩＣタグ付与。 ・ＩＣタグを利用した自動貸出等のサービスが開始できるよう準備。

(2) 市民の学びを支える図書館を目指します

①市内小・中・高等学校・大学、他図書館、他施設等とのネットワークづくり

事業	第二次サービス計画の達成状況		第三次サービス計画での取組
	達成状況	取組内容	取組内容
「子ども読書の日」の取り組み	新規	—	【新規】 ・図書館や学校で取り組みを推進。
市内の小中学校・高等学校・大学との連携			
学校向け利用案内の配布	達成	・年度当初の校長会で『図書館利用案内—小学校・中学校の先生方へ』を毎年配布。	【継続】
小学校の図書館のICT化	新規	—	【新規】 ・ネットワーク構築による図書館と小学校図書館の蔵書の一元管理化。システムを通じて蔵書を有効活用する。
中学校図書館への支援	新規	—	【新規】 ・図書館の検索用パソコンを設置し、学級文庫や調べ学習等の団体貸出に活用。

図書館サービス研修会	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回の開催を検討。 ・29年度入間地区図書主任勉強会参加、発表。 	<p>【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所（園）、幼稚園、学校の図書関係職員を対象に図書館サービス研修会を図書館で開催。
高校図書室との連携	新規	—	<p>【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校図書委員の生徒と交流を諮る。
職場体験活動の支援	達成	<ul style="list-style-type: none"> ・市内小中学校、高等学校、大学等からの依頼に応じ、学生や教諭等の職場体験・実習を受け入れ。 	<p>【継続】</p>
地域協働学校との連携	新規	—	<p>【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館と図書館のネットワークを構築し、図書資料の有効活用、資料援助を進めるとともに、あり方の検討。
市役所、子育て支援センターとの連携			
読み聞かせ支援	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校、子育て支援センターの読み聞かせ講座に職員を講師として派遣。 ・保育所（園）からの依頼に応じ、出張おはなし会を実施。 	<p>【継続】</p>
ブックスタート	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・保健センターでのブックスタートを2か所で、のべ年24回実施。 ・赤ちゃん向け絵本リストの作成配布。 	<p>【継続】</p>
文京学院大学図書館との相互利用	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・相互貸借を継続中 	<p>【継続】</p>
行政支援の充実			
展示協力	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所他部局と連携した「人権教育」「平和教育」「各種キャンペーン」の図書展示 ・展示スペースを提供。 	<p>【継続】</p>
市職員に向けた情報発信	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・「新着図書案内」を配信 	<p>【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種ブックリストの作成、配布・配信。
他図書館との連携			
広域利用のPR	達成	<ul style="list-style-type: none"> ・富士見市・三芳町・川越市の各図書館の利用案内を配布。 	<p>【継続】</p>

②市民の学習活動の成果を発揮できる場の提供

事業	第二次サービス計画の達成状況		第三次サービス計画での取組
	達成状況	取組内容	取組内容
ボランティアの育成と場の提供	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館友の会、読み聞かせボランティア、語りのボランティア等との協力と活動の場の提供。 ・ 読み聞かせボランティア育成講座の実施。 ・ 音訳者養成講座の開催。 	【継続】
展示スペースの有効活用の促進	達成	<ul style="list-style-type: none"> ・ サークルの展示や写真展など、市民の発表の場として利用。 	【継続】
読書会活動	継続	読書会活動の支援。	【継続】
図書館を使った調べる学習コンクール	新規	—	【新規】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「図書館を使った調べる学習コンクール」と、関連事業としての「調べる学習講座」の実施。

③誰でも必要な情報を得るための支援

事業	第二次サービス計画の達成状況		第三次サービス計画での取組
	達成状況	取組内容	取組内容
障がい者サービスの充実			
バリアフリー資料の収集とPR	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大活字本、録音図書、LLブック、マルチメディアDAISYの提供。 ・ 大活字本目録の作成。 ・ 上福岡図書館に「りんごの棚」を設置。 	【継続】
			【新規】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用を促進する整備・広報を検討する。 ・ 各館に「りんごの棚」を設置。
対面朗読	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対面朗読の実施。 	【継続】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 館外を含めた対面朗読の実施。
録音図書の充実	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ デイジー版音訳者養成。 ・ デイジー版録音図書製作 ・ 資料目録の作成。 	【継続】
			【新規】 <ul style="list-style-type: none"> ・ サピエ図書館の加入を検討する。
宅配サービスの推進	継続	【継続】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 宅配貸出を検討。 	【継続】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 宅配貸出を検討
			【新規】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 郵送貸出サービス対象者を高齢者等まで拡大を検討する。 ・ 施設への団体貸出を検討。

団体・施設へのPR	新規	—	【新規】 ・児童発達支援事業所、放課後等デイサービス、就労支援事業所などへのPR。
学習障がい児への対応	継続	・マルチメディアDAISYの購入。	【継続】 ・対象者の把握やニーズの調査。
日本語を母国語としない人へのサービス	継続	・「英語のおはなし会」等の多言語お話し会の実施。 ・資料の充実。 ・英語の利用案内作成。	【継続】 ・英語以外の利用案内作成。
利用案内、ホームページの配慮	新規	—	【新規】 ・音声読み上げや外国語への対応。

(3) 市民とともに歩む図書館を目指します

①市民の声を反映する図書館運営

事業	第二次サービス計画の達成状況		第三次サービス計画での取組
	達成状況	取組内容	取組内容
図書館協議会会議の開催	達成	・年3回開催。	【継続】
利用者アンケート調査の実施	達成	・平成28～30年度の間に指定管理館の自主事業アンケートを3回実施。	【継続】 ・毎年アンケートを実施。
投書箱の設置と回答の公開	達成	・投書に対する迅速な回答・対応に努めた。	【継続】
様々な機会と媒体を利用した広報の実施	継続	・図書館ブログ。 ・Fメールの活用。	【継続】 ・その他SNS等の媒体の利用を検討。
障がい者サービスへの意見把握	新規	—	【新規】 ・利用者とボランティアとの情報交換などを検討。

②市民の要望に的確にこたえるための図書館職員の資質の向上

事業	第二次サービス計画の達成状況		第三次サービス計画での取組
	達成状況	取組内容	取組内容
計画的な研修への参加及び職員全体への研修成果のフィードバック	継続	・県立図書館等が主催する各種研修への参加。	【継続】 ・県立図書館主催研修参加。 ・埼玉県図書館協会専門委員会の研修参加。 ・入間地区公共図書館協議会の研修参加。
館内研修の実施	継続	・レファレンス事例の研究・研修。 ・接遇、修理等の館内研修を年1	【継続】 ・参加した研修成果のフィードバック。

		回程度実施。	・内部実務研修、事例研修。
--	--	--------	---------------

③未来を担う子供たちの読書環境の充実

	第二次サービス計画の達成状況		第三次サービス計画での取組
事業	達成状況	取組内容	取組内容
おはなし会等児童向け行事の実施	達成	<ul style="list-style-type: none"> ・おはなし会を週1～2回実施 ・こどもえいが会を週1回実施 ・夏休み等に特別映画会や特別おはなし会、その他の児童向け行事を実施。 	【継続】
図書館ホームページ公開も含めたブックリストの作成	達成	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学生向け夏休みおすすめ本リストの作成及び全校生徒への配布。 ・課題図書、夏休みおすすめ本、大型絵本等のリストを図書館ホームページで公開。 	【継続】 ・各種リストの継続的な作成・更新・配布。
読み聞かせ講座の実施	達成	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校で読み聞かせをする人を対象とした絵本講座を実施。 	【継続】
学校訪問の実施	達成	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校からの依頼に応じ、ブックトークを実施。 	【継続】
地域文庫の整備充実	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ふじみ野市西地区で4文庫運営。 定期的に連絡会議を開き、地域文庫を協同運営。(地域文庫長会議：年7回、総会：年1回)。 	【継続】
			【新規】 ・サービスステーションとしての機能を検討。
ティーンエイジ資料の充実	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・上福岡図書館のティーンエイジ資料について精査し、充実を図った。 ・23年度に大井図書館にティーンエイジコーナーを設置し、資料の収集、充実を図った。 	【継続】 ・継続的な資料の収集、充実。
			【新規】 ・中学校図書委員と資料の購入や図書の展示協力。
読書環境の充実	新規	—	【新規】 ・学校図書館支援員と学校図書活用促進員と連携協力。 ・読書手帳を配布。
「子ども司書制度」	新規	—	【新規】 ・「子ども司書講座」を開催し読書リーダーを育成。
子育て支援サービス	新規	—	【新規】

			<ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃんタイム、育児アドバイザー、託児サービスで子育て支援をサポート。
家読の普及	新規	—	<p>【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家読の援助。

数値目標

事業	目標項目	平成 30 年度実績	令和 4 年度目標値
市内全域サービスの実現	新規登録者数	2,792 人	2,800 人
	のべ貸出人数	233,059 人	255,000 人
資料の充実	蔵書点数（図書）	582,557 点	590,000 点
	雑誌タイトル数	238 誌 （ほか寄贈 44 誌）	238 誌 （ほか寄贈）
	新聞タイトル数	22 紙 （ほか寄贈 11 紙）	22 紙 （ほか寄贈）
	DVD点数	1,254 点	1,362 点
	予約・リクエスト点数	124,546 点	125,000 点
	貸出点数	947,942 点	950,000 点
	録音図書の作成	1 点	2 点
ビジネス支援コーナーの充実	ビジネス支援関連の新刊図書受け入れ冊数	46 冊	46 冊
医療情報充実のための整備充実	関連講座開催回数	1 回	1 回
展示協力	市役所各部署・機関への展示スペースの提供、図書展示の協力件数	展示 0 回 図書展示のべ 13 件	展示 1 回 図書展示のべ 13 件
職場体験活動の支援	市内小中学校、高等学校、大学等からの職場体験・実習受け入れ件数	中学生 44 人、高校生 5 人、大学生 5 人、小中学・高校教諭 3 人	各機関からの依頼に応じ受け入れる。
読み聞かせ支援	小学校、子育て支援センターの読み聞かせ講座講師派遣回数	11 回	12 回
	保育所での出張おはなし会実施回数	3 回	6 回
障がい者支援	対面朗読の回数	0 件	2 件
ブックスタート	ブックスタート実施	2か所のべ 24 回	2か所のべ 24 回

	回数		
展示スペースの有効活用の促進	市民の発表の場として展示スペースが利用された回数	展示会：0回 協働イベント：6回	3回
利用者アンケート調査の実施	アンケート調査回答数	中学生アンケート 935人	700件
レファレンス研修の実施	研修実施回数	1回	1回
おはなし会等児童向け行事の実施	定例おはなし会実施回数・参加者総数	上福岡：週2回+月1回/4,284人 大井：週2回+月1回/1,589人	週1~2回 上福岡:4,300人 大井:2,000人 上福岡西公民館図書室：120人
	定例「こどもえいが会」実施回数・参加者総数	上福岡：週1回/2,012人 大井：週1回/718人	週1回 上福岡:3,000人 大井:1,500人
	特別えいが会実施回数・参加者総数	上福岡図書館：0回/0人 大井：5回/129人	上福岡：7回/300人 大井：7回/100人
	特別おはなし会実施回数・参加者総数	上福岡：5回/293人 大井：6回/180人	上福岡：5回/236人 大井：6回/200人
	その他の行事参加者総数	上福岡 595人 別途図書館見学 261人 大井：139人 別途図書館見学 622人	上福岡：1000人 大井：800人 (図書館見学を含む)
移動図書館の実施	移動図書館小学校数・貸出冊数	小学校6校・12,249冊	小学校6校・13,000冊
小学校図書室との連携	学校図書館支援員の設置数・活動日数	13校 1,275日	13校 1,275日
ボランティアの育成と場の提供	ボランティア育成講座の実施	読み聞かせ講座2回 音訳者養成講座1回	両館のべ6回
市民の学習活動発表の場の提供	調べる学習コンクールの参加人数	354人	400人
育児支援	育児アドバイザーの配置日数	のべ204日	のべ400日

資料

1 計画の策定経過

(1) 策定経過

図書館職員による担当者会議を中心に内容の検討を重ねました。また、市民の声を計画に反映させるため、ふじみ野市立図書館協議会に報告・協議し、パブリック・コメントを実施しました。

平成 31 年 4 月 19 日	平成 31 年度第 1 回図書館協議会に計画策定について報告 ・内容とスケジュールについて協議する。
令和 2 年 1 月 22 日	第 1 回担当者会議 ・素案章立てについて確認検討する。
1 月 30 日	第 2 回担当者会議 ・素案原稿分担について確認する。
2 月 7 日	第 3 回担当者会議 ・素案原稿内容について確認する。
2 月 17 日	令和元年度第 4 回図書館協議会に計画素案を報告する。 ・素案について検討の上、了承される。
2 月 18 日	令和 2 年第 2 回定例ふじみ野市教育委員会会議 ・素案について報告、パブリック・コメントについて了承される。
2 月 22～3 月 22 日	パブリック・コメント実施
3 月 24 日	第 4 回担当者会議 ・パブリック・コメントについて確認・検討する。
3 月 25 日	図書館協議会委員長と協議 ・パブリック・コメント結果と計画案について報告・協議する。
3 月 27 日	令和 2 年第 3 回定例ふじみ野市教育委員会会議 ・第三次図書館サービス計画を議決する。

(2) 計画案に対する意見の募集（パブリック・コメント）結果

① 意見募集期間

令和2年2月22日～令和2年3月22日

② 計画案の公表場所

市役所本庁舎情報公開コーナー、大井総合支所情報提供個人情報保護コーナー、出張所、上福岡公民館、上福岡西公民館、大井中央公民館、上福岡図書館、大井図書館、上福岡歴史民俗資料館、大井総合体育館、上野台体育館、駒林体育館、市民交流プラザ（フクトピア）、産業文化センター

③ 意見を出せる人

○市内に在住・在勤・在学している人

○市内に事務所・事業所を有する団体・法人

④ 意見の提出方法

パブリック・コメント意見提出用紙に記入のうえ、計画案の公表場所に設置している意見提出箱へ提出、または郵送・FAX・電子メールで大井図書館へ送る。

⑤ 意見の募集結果

提出者数 3名 提出件数 7件

⑥ 意見提出方法の内訳

郵便 0名

ファクシミリ 0名

電子メール 1名

直接書面による提出 2名

平成30年度図書館利用統計

令和元年3月31日現在

(2) 平成30年度図書館利用統計

地区	登録者				実利用者				貸出冊数				一人あたり			
	人口	上福岡	大井	西公	合計	上福岡	大井	西公	合計	上福岡	大井	西公	合計	登録率	利用率	貸出冊数
池上	149	103	1	3	107	23	0	2	25	682	0	2	684	72%	17%	27
上野台	4,338	3,529	51	28	3,608	1,080	29	7	1,116	75,677	1,028	919	77,624	83%	26%	70
上ノ原	1,576	1,583	12	18	1,613	285	1	5	291	10,430	486	83	10,999	102%	18%	38
大原	2,834	2,373	32	38	2,443	390	6	6	402	17,284	513	574	18,371	86%	14%	46
霞ヶ丘	4,718	2,701	146	653	3,500	559	55	231	845	16,046	5,085	25,932	47,063	74%	18%	56
上福岡	8,846	7,082	182	782	8,046	926	41	183	1,150	33,050	2,717	20,045	55,812	91%	13%	49
川崎	1,088	792	8	10	810	126	3	3	132	4,937	91	107	5,135	74%	12%	39
北野	3,149	2,513	24	48	2,585	369	8	11	388	16,366	619	1,686	18,671	82%	12%	48
清見	1,374	1,162	6	16	1,184	173	3	3	179	7,678	308	133	8,119	86%	13%	45
駒西	1,876	1,322	41	18	1,381	251	12	5	268	10,149	804	715	11,668	74%	14%	44
駒林	1,049	1,309	47	9	1,365	130	3	0	133	4,251	532	105	4,888	130%	13%	37
駒林元町	1,215	303	59	5	367	122	26	2	150	5,296	1,341	33	6,670	30%	12%	44
新駒林	2,225	1,415	36	14	1,465	309	11	2	322	12,917	690	50	13,657	66%	14%	42
新田	2,209	2,345	37	15	2,397	335	7	4	346	14,733	638	229	15,600	109%	16%	45
水宮	415	260	4	13	277	53	2	1	56	1,738	25	11	1,774	67%	13%	32
滝	1,149	862	3	10	875	167	1	1	169	7,326	17	51	7,394	76%	15%	44
築地	1,252	932	18	25	975	147	7	1	155	4,450	248	74	4,772	78%	12%	31
鶴ヶ舞	2,268	757	1,138	176	2,071	149	95	56	300	5,447	5,237	3,904	14,588	91%	13%	49
仲	1,017	746	9	15	770	157	2	9	168	5,925	356	88	6,369	76%	17%	38
中ノ島	230	171	2	2	175	46	1	0	47	1,741	25	0	1,766	76%	20%	38
中福岡	546	402	3	11	416	87	1	3	91	1,932	223	109	2,264	76%	17%	25
中丸	582	388	6	9	403	71	3	0	74	3,583	24	46	3,653	69%	13%	49
長宮	673	645	11	10	666	102	4	1	107	3,642	762	5	4,409	99%	16%	41
西	3,563	2,381	153	449	2,983	332	45	130	507	6,281	3,359	12,923	22,563	84%	14%	45
西原	1,185	1,129	25	19	1,173	241	10	4	255	11,205	462	134	11,801	99%	22%	46
花ノ木	117	63	4	1	68	14	2	0	16	754	26	0	780	58%	14%	49
東久保	1,764	397	1,080	38	1,515	100	162	12	274	3,218	8,981	766	12,965	86%	16%	47
福岡	1,368	1,945	9	9	1,963	208	4	2	214	10,231	41	95	10,367	143%	16%	48
福岡新田	94	102	0	0	102	13	0	0	13	44	0	0	44	109%	14%	3
福岡中央	2,082	2,306	7	32	2,345	326	0	5	331	11,502	224	749	12,475	113%	16%	38
福岡武蔵野	778	600	22	115	737	76	7	29	112	3,437	1,873	2,365	7,675	95%	14%	69
富士見台	1,390	1,468	11	6	1,485	201	5	1	207	10,066	168	197	10,431	107%	15%	50
松山	770	642	8	11	661	117	5	2	124	4,918	121	161	5,200	86%	16%	42
丸山	1,511	1,084	153	26	1,263	125	32	2	159	3,103	2,057	916	6,076	84%	11%	38
南台	3,163	2,692	125	94	2,911	445	36	19	500	16,346	3,145	2,864	22,355	92%	16%	45
本新田	229	139	1	2	142	42	0	1	43	1,258	91	23	1,372	62%	19%	32
元福岡	1,669	1,590	12	19	1,621	255	2	3	260	9,714	183	235	10,132	97%	16%	39
谷田	573	349	6	4	359	59	1	2	62	1,387	45	16	1,448	63%	11%	23
上福岡図書館エリア合計	65,034	50,582	3,492	2,753	56,827	8,611	632	748	9,991	358,744	42,545	76,345	477,634	87%	15%	48
大井中央	3,381	286	2,888	21	3,195	114	378	9	501	1,548	21,916	632	24,096	94%	15%	48
大井武蔵野	1,962	313	1,590	15	1,918	51	148	2	201	644	7,395	47	8,086	98%	10%	40
亀久保	8,599	1,375	7,980	67	9,422	349	1,008	17	1,374	4,900	52,994	873	58,767	110%	16%	43
桜ヶ丘	3,709	419	2,796	20	3,235	104	400	3	507	2,019	22,900	365	25,284	87%	14%	50
鶴ヶ岡	7,436	1,404	5,115	180	6,699	328	702	42	1,072	8,729	35,493	4,804	49,026	90%	14%	46
西鶴ヶ岡	2,088	321	2,002	31	2,354	93	231	7	331	2,778	10,128	120	13,026	113%	16%	39
ふじみ野	3,040	394	1,424	18	1,836	157	308	5	470	4,519	20,559	41	25,119	60%	15%	53
緑ヶ丘	1,671	228	1,327	13	1,568	61	161	3	225	1,026	8,559	385	9,970	94%	13%	44
大井図書館エリア合計	31,886	4,740	25,122	385	30,227	1,257	3,336	88	4,681	26,163	179,944	7,267	213,374	95%	15%	46
旭	691	62	325	5	392	16	49	1	66	381	2,285	43	2,709	57%	10%	41
市沢	3,854	660	1,788	11	2,459	146	250	3	399	3,654	14,314	362	18,330	64%	10%	46
うれし野	2,223	252	991	7	1,250	66	170	1	237	3,526	11,182	71	14,779	56%	11%	62
大井	5,077	666	2,883	15	3,564	149	295	1	445	5,051	14,350	12	19,413	70%	9%	44
苗間	5,475	685	2,518	22	3,225	145	192	6	343	6,306	10,320	60	16,686	59%	6%	49
南側エリア合計	17,320	2,325	8,505	60	10,890	522	956	12	1,490	18,918	52,451	548	71,917	63%	9%	48
総合計	114,240	57,647	37,119	3,178	97,944	10,390	4,924	848	16,162	403,825	274,940	84,160	762,925	86%	14%	47

* 人口は、令和元年4月1日現在
 * 上福岡には移動図書館を含む
 * 登録者数は累計

登録率=登録者数/人口
 利用率=実利用者数/人口
 一人あたり貸出数=貸出冊数/実利用者数

3 計画・法令

(1) 第三次ふじみ野市子ども読書活動推進計画 施策体系 (令和2年3月)

基本方針 I 家庭・地域・学校における子供が読書に親しむ機会の提供と充実			
	推進の柱	主な施策	
1 家庭における 推進		<ul style="list-style-type: none"> ● ブックスタート事業の継続 ● 絵本の読み聞かせの機会の充実 ● 読書相談の実施 ● 家読の普及 	
	2 地域における 推進	(1) 図書館における推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 集会行事、学級、学校への職員の派遣 ● ボランティアと連携しての事業展開の実施 ● おはなし会等の児童サービスの充実 ● 育児アドバイザーの活用 ● 託児サービス・赤ちゃんタイムの実施
		(2) 地域文庫における推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 図書情報の提供 ● 文庫間の連絡調整及び文庫のつどいの援助 ● 技術向上のための講座の開催
(3) 子育て支援センター・ 児童センター・公民館・ その他施設における読 書活動の推進		<ul style="list-style-type: none"> ● 読書に親しむ機会の情報PR ● 絵本を通じた親子のふれ合いの充実 ● 子育て支援者向けの研修の実施 	
3 学校等におけ る推進	(1) 保育所（園）や幼稚園 における推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 図書館職員、ボランティアの協力による読み聞かせの充実 ● 保護者への児童図書の紹介と提供 ● 行事への図書館職員の派遣 ● 保護者への読書に関する啓発 	
	(2) 小・中学校における推 進	<ul style="list-style-type: none"> ● 授業等における読書活動の充実 ● 保護者やボランティアによる読み聞かせの充実 ● 「子ども司書講座」の実施 ● 小学校 学校図書館支援員の活用 	

		<ul style="list-style-type: none"> ● 中学校 学校図書活用促進員の活用 ● 団体貸出の活用 ● 図書館システムネットワークの導入 ● 調べる学習コンクールの継続
4 図書館・地域・学校等の連携、協力		<ul style="list-style-type: none"> ● 移動図書館の巡回 ● 図書館司書やボランティアの講師派遣 ● 団体貸出の充実 ● 高等学校・大学との連携、協力の実現 ● 地域協働学校事業との連携

基本方針 II 子供の読書活動を推進するための環境の整備・充実

推進の柱		主な施策
1 図書館の整備・充実	(1) 図書資料の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 読書環境づくりの充実 ● 図書資料の計画的な整備 ● 絵本等の団体貸出の実施 ● テーマ展示の充実 ● 人権関連図書の展示開催 ● 戦争平和関係図書の展示開催 ● 地域資料、郷土資料の網羅的収集及び整備充実
	(2) 設備等の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用しやすい授乳室の整備 ● 児童コーナー・ティーンエイジコーナーの充実
	(3) 図書館職員の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 司書の専門的な知識・技術の向上 ● モニタリングによるスタッフの資質向上
	(4) 図書館利用に障がいのある子供のための諸条件の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ● さわる絵本、布絵本等資料の充実 ● 利用しやすい施設の改善 ● 日本語以外の言語の図書の充実

2 学校図書館の 整備・充実	(1) 図書資料の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 「学校図書館図書標準」に基づく整備・充実
	(2) 設備等の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 各学校の図書館環境の改善 ● 学校図書館としての教室拡充の検討 ● 小学校パソコンによる図書貸出し ● 中学校パソコンの活用 ● 図書資料の一元管理
	(3) 司書教諭等図書館担当 職員の配置の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 司書教諭等図書館担当職員を中心とした校内組織の活性化
	(4) 障がいのある子供のた めの諸条件の整備・充 実	<ul style="list-style-type: none"> ● 個々の子供に適した資料と施設

基本方針 III 子供の読書活動に関する啓発・広報の推進

推進の柱	主な施策
1 「子ども読書 の日」を中心 とした啓発・ 広報	<ul style="list-style-type: none"> ● 図書館や学校での「子ども読書の日」等を中心とした取り組みの推進 ● 市広報・ホームページでの啓発
2 優良な図書の 普及	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域、学校等への推薦図書リストの配布や新着本の紹介

基本方針 IV 子供が読書に親しむための支援体制の整備

推進の柱	主な施策
子供が読書に親しむための支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 図書館と学校図書館とのネットワーク連携 ● 市・指定管理者と図書館協議会の連携による計画の進捗管理

(2) 図書館法（抜粋）

（昭和二十五年法律第百十八号）

最終更新： 令和元年六月七日公布（令和元年法律第二十六号）改正

目次

- 第一章 総則（第一条—第九条）
- 第二章 公立図書館（第十条—第二十三条）
- 第三章 私立図書館（第二十四条—第二十九条）
- 附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

（図書館奉仕）

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録を含む。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
- 四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に

附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者（専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(第十三条第一項において「特定地方公共団体」という。)である市町村にあつては、その長又は教育委員会)に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条及び第十二条 削除

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館(第十五条において「特定図書館」という。)にあつては、当該特定地方公共団体の長)が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長)が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条及び第十九条 削除

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条及び第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。

二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。

三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

(3) ユネスコ公共図書館宣言 1994年

UNESCO Public Library Manifesto 1994

1994年11月採択

※原文は英語

社会と個人の自由、繁栄および発展は人間にとっての基本的価値である。このことは、十分に情報を得ている市民が、その民主的権利を行使し、社会において積極的な役割を果たす能力によって、はじめて達成される。建設的に参加して民主主義を発展させることは、十分な教育が受けられ、知識、思想、文化および情報に自由かつ無制限に接し得ることにかかっている。

地域において知識を得る窓口である公共図書館は、個人および社会集団の生涯学習、独自の意思決定および文化的発展のための基本的条件を提供する。

この宣言は、公共図書館が教育、文化、情報の活力であり、男女の心の中に平和と精神的な幸福を育成するための必須の機関である、というユネスコの信念を表明するものである。

したがって、ユネスコは国および地方の政府が公共図書館の発展を支援し、かつ積極的に関与することを奨励する。

公共図書館

公共図書館は、その利用者があらゆる種類の知識と情報をたやすく入手できるようにする、地域の情報センターである。

公共図書館のサービスは、年齢、人種、性別、宗教、国籍、言語、あるいは社会的身分を問わず、すべての人が平等に利用できるという原則に基づいて提供される。理由は何であれ、通常のサービスや資料の利用ができない人々、たとえば言語上の少数グループ（マイノリティ）、障害者、あるいは入院患者や受刑者に対しては、特別なサービスと資料が提供されなければならない。

いかなる年齢層の人々もその要求に応じた資料を見つけ出せなければならない。蔵書とサービスには、伝統的な資料とともに、あらゆる種類の適切なメディアと現代技術が含まれていなければならない。質の高い、地域の要求や状況に対応できるものであることが基本的要件である。資料には、人間の努力と想像の記憶とともに、現在の傾向や社会の進展が反映されていなければならない。

蔵書およびサービスは、いかなる種類の思想的、政治的、あるいは宗教的な検閲にも、また商業的な圧力にも屈してはならない。

公共図書館の使命

情報、識字、教育および文化に関連した以下の基本的使命を公共図書館サービス

の核にしなければならない。

1. 幼い時期から子供たちの読書習慣を育成し、それを強化する。
2. あらゆる段階での正規の教育とともに、個人的および自主的な教育を支ずる。
3. 個人の創造的な発展のための機会を提供する。
4. 青少年の想像力と創造性に刺激を与える。
5. 文化遺産の認識、芸術、科学的な業績や革新についての理解を促進する。
6. あらゆる公演芸術の文化的表現に接しうるようにする。
7. 異文化間の交流を助長し、多様な文化が存立できるようにする。
8. 口述による伝承を援助する。
9. 市民がいかなる種類の地域情報をも入手できるようにする。
10. 地域の企業、協会および利益団体に対して適切な情報サービスを行う。
11. 容易に情報を検索し、コンピューターを駆使できるような技能の発達を促す。
12. あらゆる年齢層の人々のための識字活動とその計画を援助し、かつ、それに参加し、必要があれば、こうした活動を発足させる。

財政、法令、ネットワーク

- * 公共図書館は原則として無料とし、地方および国の行政機関が責任を持つものとする。それは特定の法令によって維持され、国および地方自治体により経費が調達されなければならない。公共図書館は、文化、情報提供、識字および教育のためのいかなる長期政策においても、主要な構成要素でなければならない。
- * 図書館の全国的な調整および協力を確実にするため、合意された基準に基づく全国的な図書館ネットワークが、法令および政策によって規定され、かつ推進されなければならない。
- * 公共図書館ネットワークは、学校図書館や大学図書館だけでなく、国立図書館、地域の図書館、学術研究図書館および専門図書館とも関連して計画されなければならない。

運営と管理

- * 地域社会の要求に対応して、目標、優先順位およびサービス内容を定めた明確な方針が策定されなければならない。公共図書館は効果的に組織され、専門的な基準によって運営されなければならない。
- * 関連のある協力者、たとえば利用者グループおよびその他の専門職との地方、地域、全国および国際的な段階での協力が確保されなければならない。
- * 地域社会のすべての人々がサービスを実際に利用できなければならない。それには適切な場所につくられた図書館の建物、読書および勉学のための良好な施設とともに、相応な技術の駆使と利用者に都合のよい十分な開館時間の設定が必要で

ある。同様に図書館に来られない利用者に対するアウトリーチ・サービスも必要である。

- *図書館サービスは、農村や都会地といった異なる地域社会の要求に対応させなければならない。
- *図書館員は利用者と資料源との積極的な仲介者である。適切なサービスを確実に行うために、図書館員の専門教育と継続教育は欠くことができない。
- *利用者がすべての資料源から利益を得ることができるように、アウトリーチおよび利用者教育の計画が実施されなければならない。

宣言の履行

国および地方自治体の政策決定者、ならびに全世界の図書館界が、この宣言に表明された諸原則を履行することを、ここに強く要請する。

この宣言は、国際図書館連盟(IFLA)の協力のもとに起草された。

(4) 図書館の設置及び運営上の望ましい基準（抜粋）

（平成 24 年 12 月 19 日 文部科学省告示第 172 号）

図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第七条の二の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成十三年文部科学省告示第百三十二号）の全部を次のように改正し、平成 24 年 12 月 19 日から施行する。

平成 24 年 12 月 19 日

（中略）

第一 総則

一 趣旨

- 1 この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- 2 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

二 設置の基本

- 1 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- 2 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。
- 3 公立図書館（法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

三 運営の基本

- 1 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電

磁的記録を含む。以下同じ。)や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。

3 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。

4 私立図書館（法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。）は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。

5 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

四 連携・協力

1 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

六 危機管理

1 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。

2 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

(一) 基本的運営方針及び事業計画

1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(二) 運営の状況に関する点検及び評価等

1 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の2の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。

2 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

(三) 広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(四) 開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。

る。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

(五) 図書館協議会

- 1 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。
- 2 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(六) 施設・設備

- 1 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料

(一) 図書館資料の収集等

- 1 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

(二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス

(一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

(二) 情報サービス

- 1 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービ

スの充実・高度化に努めるものとする。

2 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実を努めるものとする。

3 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

(三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供

イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供

ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

(四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実を努めるものとする。

ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書等の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携

イ (高齢者に対するサービス) 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

ウ (障害者に対するサービス) 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

エ (乳幼児とその保護者に対するサービス) 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施

オ (外国人等に対するサービス) 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供

カ (図書館への来館が困難な者に対するサービス) 宅配サービスの実施

(五) 多様な学習機会の提供

1 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のた

めの施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。

2 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

(六) ボランティア活動等の促進

1 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実にも資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4 職員

(一) 職員の配置等

1 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。

2 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の2に規定する関係機関等との計画的な人事交流（複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。）に努めるものとする。

3 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。

4 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(二) 職員の研修

1 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。

2 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

二 都道府県立図書館（以下略）

第三次 ふじみ野市立図書館サービス計画

発行日 令和2年3月

発行者 ふじみ野市立図書館

【大井図書館】

〒356-0058

埼玉県ふじみ野市大井中央2-19-5

電話 049-263-1100

【上福岡図書館】

〒356-0017

埼玉県ふじみ野市上野台3-3-1

電話 049-262-3710